

\* \* \* \* \*

## 定 款

\* \* \* \* \*

一般社団法人オープンガバメント・コンソーシアム

# 一般社団法人オープンガバメント・コンソーシアム

## 定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人オープンガバメント・コンソーシアムと称する。

2 当法人の名称の英文における表示は、Open Government Consortium とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、電子政府市場及び電子自治体市場において、オープンなスタンダード技術の普及を旨として、次の事業を行う。

- (1) デジタルガバメントの推進支援
- (2) スマートシティモデルの創出
- (3) デジタル人材等の育成・支援
- (4) 上記(1)、(2)、(3)の事業に関わる関係省庁、地方自治体への意見表明及び具申
- (5) 上記の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

### 第2章 社員

(法人の構成員)

第6条 当法人の目的に賛同し入会した者を社員とし、正会員とする。当法人の社員となった者をもって構成

する。

- 2 当法人の社員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

#### (会員の種類)

第7条 当法人は、前条に定める正会員のほか、社員総会における議決権を有しない以下の会員を設けることができる。各会員に関する必要事項は、会員規約において定めるものとする。

- (1) 準正会員 オープンなスタンダードを支持し、オープンなクラウドの普及とその推進、及び高度IT人材育成支援のための具体的手段を擁しており、かつ設立後5年以内のベンチャー組織、又は当法人がその協力を必要として入会を求めた企業、団体又は個人で、当法人の目的に賛同して、別に定める準正会員入会申込書を提出し会費を納めた者
- (2) 特別会員 当法人の目的に賛同し、別に定める特別会員入会申込書を提出する中央省庁、自治体または非営利法人

- 2 前項各号の会員として当法人に入会しようとする者は、予め理事会の承認を得なければならない。

#### (任意退会)

第8条 当法人の社員及び前条に規定する全ての種類の会員が退会を希望するときには、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第9条 会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

- 2 前項の決議においては、社員総会開催の1週間前までに、本人に対し社員総会の議題とすることについて通知し、また社員総会の場において本人に弁明の機会を与えなければならない。

#### (会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 6か月以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (4) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(構成及び議決権)

第13条 社員総会は社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬額及び報酬規定
- (4) 各事業年度の決算書類等の承認
- (5) 会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散
- (8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (9) 残余財産の帰属先
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法及びこの定款(以下、「本定款」という。)に定める事項

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の2週間前までに各社員に対して発する。

- 3 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1)社員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)その他法令で定めた事項

- 3 社員総会に出席しない社員は、書面又は電磁的方法により議決権の行使をすることができる。

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席理事の中から選ばれた議事録署名人2名が議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員の設定等)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1)理事 3名以上10名以内

(2)監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を除く理事のうち、2名以内を副代表理事とすることができる。副代表理事が複数の場合、互選により、1名を筆頭副代表理事とする。

第22条 当法人に、会長、副会長、顧問及びフェローを置くことができる。

2 会長、副会長、顧問及びフェローは、理事会の推薦により、代表理事が委嘱する。

3 会長、副会長は代表理事に対して、当法人の運営に関して意見を述べることができる。顧問は技術的見地から当法人に助言を行い、フェローは理事の支援を行うものとする。

4 会長、副会長、顧問及びフェローは、前条規定の役員としての権利義務を有せず、代表理事の諮問事項に対しアドバイスを行う。ただし、理事がこれらの職を兼ねる場合は、役員としての権利義務が優先される。

5 会長及び副会長、顧問及びフェローは、代表理事の求めに応じて、社員総会、理事会その他の当法人の会合に出席して、意見を述べることができる。

6 会長、副会長、顧問及びフェローの任期は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。但し、再委嘱を妨げない。

第23条 当法人に、事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局の運営に関する事項は、理事会において定める。

3 当法人は、事務局の業務の全部又は一部を、外部に委託することができるものとする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

- 3 監事は、当法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 当法人と活動の趣旨を同じくする他の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。以下、「他団体」という。)の理事又は使用人である者、及び他団体と当法人との間で相反する利益を有し、又は、当法人と他団体との間で重要な情報を共有する理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体(公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

#### (理事の職務権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐する。代表理事に事故があるときは、副代表理事がこれに当たる。

#### (監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができ、また、その旨を理事会に報告しなければならない。

#### (任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 増員又は補欠として選任された理事の任期は、現任者又は前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員又は補欠として選任された監事の任期は、現任者又は前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事及び監事は、定員を欠くに至った場合には、辞任又は任期満了後においてもなお、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

- 6 代表理事が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 2 理事の任期中において、当該理事の所属する会員企業又は団体が当法人を退会した場合には、会員退会の日より7日以内に当該理事は自ら理事の職を辞任し、或は会員退会の日より7日を経過した日以降に開催される社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事又は監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
  - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 理事会において事前の承諾を受けて前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員損害賠償責任)

第31条 理事又は監事がその職務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。但し、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、一般法人法第113条に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3)前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4)理事の職務の執行の監督
- (5)代表理事及び副代表理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1)重要な財産の処分及び譲受け
- (2)多額の借財
- (3)重要な使用人の選任及び解任
- (4)従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5)理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第34条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、概ね3ヶ月に一度、年4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1)代表理事が必要と認めたとき。
  - (2)代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
  - (3)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4)監事が必要と認めて代表理事に招集の請求があったとき。
  - (5)前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第35条 理事会は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会の招集通知は、会日の3日前までに各理事及び各監事に対し通知する。ただし、全ての理事及び監事の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 3 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発ししなければならない。
- 4 代表理事が招集すべき場合において、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、副代表理事が理事会を招集する。
- 5 理事会を招集する者は、理事会開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、法令及び本定款に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、筆頭副代表理事がこれに当たる。筆頭副代表理事にも事故があるときは副代表理事がこれに当たる。ただし、第34条第3項第3号により理事が招集する場合は招集した理事が、同項第5号により監事が招集する場合は監事が、議長を行う。

(理事会の決議)

第37条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 理事は、代理委任による議決権の行使をすることはできない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において

は、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した代表理事及び監事はこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第6章 基金の設置

(基金)

第41条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会において決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第43条 当法人の基金を引き受けたものは、その拠出者となったときから返還日までの間、当法人の社員となることができる。

- 2 基金の拠出者は、当法人と基金の拠出者との合意により定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

## 第7章 計算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び収支決算)

第46条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し

なければならない。

(1) 事業報告及びその付属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの付属明細書

2 事業報告については、会長がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

4 本条第1項各号の書類及び監査報告を、主たる事務所に10年間備え置くものとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が次の書類を作成し、理事会の承認を経て、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 資金調達の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第48条 当法人は、剰余金を分配しない。

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(知的財産権及び機密保持)

第50条 次に掲げる規定を定める場合又は定めを変更する場合は、社員総会の決議によるものとする。

(1) 当法人の活動を通じて入手しもしくは新たに作られた著作物等成果物に関する知的財産権の取り扱い

(2) 当法人の活動を通じて入手しもしくは新たに作られた機密情報の取り扱い

(3) 前2号のほか、規定を定めるべき事項として、理事会で決議されたもの

(解散)

第51条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属)

第52条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国もしくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

(委任)

第53条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第54条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

## 第9章 附則

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年9月30日までとする。

(設立時役員)

第56条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 中村 彰二郎

設立時理事 長谷部 孝彦

設立時理事 松口 裕重

設立時理事 川浦 淳一

設立時監事 佐伯 康雄

設立時代表理事 中村 彰二郎

(定款の変更)

平成 25 年 10 月 28 日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款45条

平成 31 年 4 月 25 日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款 3 条

定款 7 条

定款 22 条

定款 24 条

定款 28 条

令和 2 年 5 月 25 日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款 2 条

令和6年4月 23日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款 3 条

令和 7 年 4 月 25 日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款 7 条

令和 7 年 9 月 30 日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款 7 条

令和 8 年 4 月 22 日開催の総会において以下の項目について改定し、即日施行する。

定款 22 条